

福祉用具購入申請 本人確認用添付書類チェックリスト

表面

申請者が本人の場合・・・下記の1～2までの確認が必要です

申請者が本人以外の場合・・・下記の1～4までの確認が必要です

1. 本人身元確認**2. マイナンバー確認****3. 代理権確認****4. 代理人身元確認**

(例)・介護保険被保険者証
+
・介護保険負担割合証

・通知カード(写)など

・委任状など

・1点又は2点
本人身元確認書類と同様

1. 本人身元確認書類**◆1点確認(次に掲げるもののうち1点)**

官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの((a) 氏名、(b) 生年月日又は住所が記載されているもの)

- 個人番号(マイナンバー)カード(最短で交付されるのは平成28年1月から。)
※通知カードは身元確認書類として使えません。
- 顔写真入りの住基カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします。)
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします。)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きでないものは、2点確認書類とします。)
- 療育手帳
- 介護支援専門員証(顔写真入り)

◆2点確認(1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可)

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 年金手帳、各種年金証書(写しとする場合は必ず年金基礎番号を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の被保険者証 顔写真のついていない住基カード 母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証等)
※1種1点のみ。同種のもので2点の提示は認めません。
- 宅地建物取引士証 船員手帳 海技免許・小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 電気工事士免状
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は認めません。

- 預金通帳・キャッシュカード(写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください)
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(本人名義のものに限る。)

2. マイナンバー確認書類

- 個人番号(マイナンバー)カード(最短で交付されるのは平成28年1月から。)
 - マイナンバーの通知カード マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- 上記が困難な場合は、提示不要です。

3. 代理権確認書類

(任意代理人) ご家族など

- 代理権がわかるもの(委任状など)

(法定代理人)

- 登記事項証明書、戸籍謄本など(発行日から1年を経過していないものに限る)
 その他資格を証明するもの()

(上記が困難な場合)

- 申述書(困難である理由を記載)
 申述書と併せ、本人の介護保険証など、官公署等から本人に対し発行・発給された書類その他の保険者が必要と認める書類で確認します。

4. 代理人身元確認書類

◆1点確認(次に掲げるもののうち1点)

官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの((a) 氏名、(b) 生年月日又は住所が記載されているもの)

- 個人番号(マイナンバー)カード(最短で交付されるのは平成28年1月から。)
 ※通知カードは身元確認書類として使えません。
- 顔写真入りの住基カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります。)
 (交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします。)
- パスポート
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします。)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きでないものは、2点確認書類とします。)
- 療育手帳
- 介護支援専門員証(顔写真入り)

◆2点確認(1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可)

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 年金手帳、各種年金証書(写しとする場合は必ず基礎年金番号を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の被保険者証 顔写真のついていない住基カード 母子健康手帳
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 国、地方公共団体の職員証
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証等)
 ※1種1点のみ。同種のもので2点の提示は認めません。
- 宅地建物取引士証 船員手帳 海技免状・小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 電気工事士免状
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は認めません。

- 預金通帳・キャッシュカード(写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください)
- 国若しくは地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(本人名義のものに限る。)